

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和8年第1回定例会

1 案件名

議案第28号 佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

2 概要

市長、副市長及び議員の令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を改める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

人事院勧告等に伴い令和7年度12月期に引き上げられた期末手当の支給割合について、令和8年度以降における6月期及び12月期への均等配分を行う。

第1条 市長及び副市長の令和7年12月期の期末手当支給割合の令和8年度以降における配分

令和7年度12月期 1.775月 → 令和8年度6月期、12月期とも
1.75月（－0.025月）

【年間 令和7年度 3.5月 → 令和8年度 3.5月】

第2条 議員の令和7年12月期の期末手当支給割合の令和8年度以降における配分

令和7年度12月期 1.775月 → 令和8年度6月期、12月期とも
1.75月（－0.025月）

【年間 令和7年度 3.5月 → 令和8年度 3.5月】

4 その他の事項

- ・施行日 令和8年4月1日
- ・教育長の期末手当支給割合は、市長及び副市長と同様に改める（佐野市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例第4条第2項において佐野市長等の給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定を準用している。）。